

令和7～10年度(2025～2028年度) 随時登録

入札参加資格審査申請書 提出要領

物品製造・販売・委託業務・その他

令和7(2025)年10月1日登録分より内容を一部変更しています。

- 宇都宮市が発注する物品製造・販売・委託業務・
その他の一般競争入札等に参加を希望する方は、この
要領をよくお読みいただいた上で申請してください。
- 毎月5日までの1か月間に申請のあった事業者を、
翌月1日に入札参加有資格者名簿に登載します。

目 次

1	宇都宮市入札参加資格について	1
2	資格要件	1
3	総合点数の算出	2
4	申請から登録までの流れ	3
5	提出書類	4
6	添付書類等の詳細	6
7	業種区分表	11
8	登録後の変更, 取消	14
9	登録後に合併等があった場合	15
	【参考】地方自治法施行令(抜粋)	16

1 宇都宮市入札参加資格について

- ・ 宇都宮市の入札に参加するには、入札参加有資格者名簿に登載されていること（登録）が必要です。
- ・ 登録できる業種数は、「7 業種区分表」（11～13 ページ）における小分類で4 業種までです。
ただし、「物品製造・販売等（A印刷～Oその他）」と「委託業務（P委託業務）」の両方に登録する場合は、5 業種まで登録できます。
※ 令和7年度から一部の「取扱品目」に変更がありました。令和6年度以前に登録されていた事業者はご注意ください。※「業種区分表」（11～13 ページ）参照
- ・ 登録は、入札における指名や受注を約束するものではありません。
- ・ 審査基準日は、申請書提出時期によって異なります。次表により確認してください。
申請書類には、審査基準日現在の状況を記載してください。
- ・ 次表の申請書提出期間内（消印有効）に申請のあった事業者を、登録日に入札参加有資格者名簿に登載します。有効期間は、登録日から令和11年3月31日までです。

【令和7年度のスケジュール】

申請書提出期間	審査基準日	登録日
令和 7年 4月 1日～ 4月 5日	令和 7年 3月 1日	令和 7年 5月 1日
令和 7年 4月 6日～ 5月 5日	令和 7年 4月 1日	令和 7年 6月 1日
令和 7年 5月 6日～ 6月 5日	令和 7年 5月 1日	令和 7年 7月 1日
令和 7年 6月 6日～ 7月 5日	令和 7年 6月 1日	令和 7年 8月 1日
令和 7年 7月 6日～ 8月 5日	令和 7年 7月 1日	令和 7年 9月 1日
令和 7年 8月 6日～ 9月 5日	令和 7年 8月 1日	令和 7年10月 1日
令和 7年 9月 6日～10月 5日	令和 7年 9月 1日	令和 7年11月 1日
令和 7年10月 6日～11月 5日	令和 7年10月 1日	令和 7年12月 1日
令和 7年11月 6日～12月 5日	令和 7年11月 1日	令和 8年 1月 1日
令和 7年12月 6日～令和 8年 1月 5日	令和 7年12月 1日	令和 8年 2月 1日
令和 8年 1月 6日～ 2月 5日	令和 8年 1月 1日	令和 8年 3月 1日
令和 8年 2月 6日～ 3月 5日	令和 8年 2月 1日	令和 8年 4月 1日

※ 令和8年度以降のスケジュールにつきましては、確定次第、順次お知らせいたします。

2 資格要件

申請者は、次の(1)～(6)の要件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 法的な契約能力を有していること。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。（「【参考】 地方自治法施行令(抜粋)」（16 ページ）参照）

(2) 国税に未納がないこと。

法人にあつては、「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納がないこと。

個人にあつては、「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納がないこと。

(3) 市税に未納がないこと。

宇都宮市に納税義務がある場合、市税に未納がないこと。

※ 資格の有効期間中に市税の未納が確認された場合、完納が確認されるまでの間、入札に参加できないことがあります。

(4) 暴力団関係者ではないこと。

申請者及び申請者の役員、申請者の使用人、申請者の経営に事実上参加している者が、宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条の暴力団及び暴力団員又は密接関係者ではないこと。

(5) 売上（業務）実績があること。

登録を希望する業種について、直近の2事業年度のいずれかに売上（業務）実績を有すること。

(6) 許認可等を受けていること。

登録を希望する業種について、官公庁の許可、認可、登録等が必要とされる場合は、当該許可、認可、登録等を受けていること。

3 総合点数の算出

(1) 総合点数

提出された申請書の内容を審査し、業種ごとに総合点数を算出します（等級の格付は行いません。）。

$$\text{総合点数(1)} = \text{客観的事項審査点数(2)} - \text{減点事項審査点数(3)}$$

(2) 客観的事項審査点数

次表により申請者の企業規模等について審査点数を求め、その合計点数とします。

審査項目					審査 点数
年間平均実績高 ※1	自己資本額	機械器具等の額 ※2	流動比率	営業年数	
300万円未満	100万円未満	50万円未満	60%未満	3年未満	3
300万円以上 700万円未満	100万円以上 300万円未満	50万円以上 150万円未満	60%以上 75%未満	3年以上 10年未満	5
700万円以上 1,000万円未満	300万円以上 500万円未満	150万円以上 300万円未満	75%以上 85%未満	10年以上 15年未満	7
1,000万円以上 3,000万円未満	500万円以上 1,000万円未満	300万円以上 700万円未満	85%以上 100%未満	15年以上 30年未満	10
3,000万円以上 7,000万円未満	1,000万円以上	700万円以上	100%以上	30年以上	15
7,000万円以上 1億円未満					20
1億円以上 10億円未満					30
10億円以上					40

※1 登録を希望する業種における直近の2事業年度の平均実績高

※2 決算が確定した直近の事業年度の貸借対照表における「機械及び装置」、「車輛運搬具等」及び「工具・什器・備品」の合計額

(3) 減点事項審査点数

審査基準日前3か年に宇都宮市から入札参加停止措置を受けた場合、次表の審査点数を減点します。

入札参加停止期間	審査点数
3か月未満	1
3か月以上6か月未満	2
6か月以上	3

4 申請から登録までの流れ

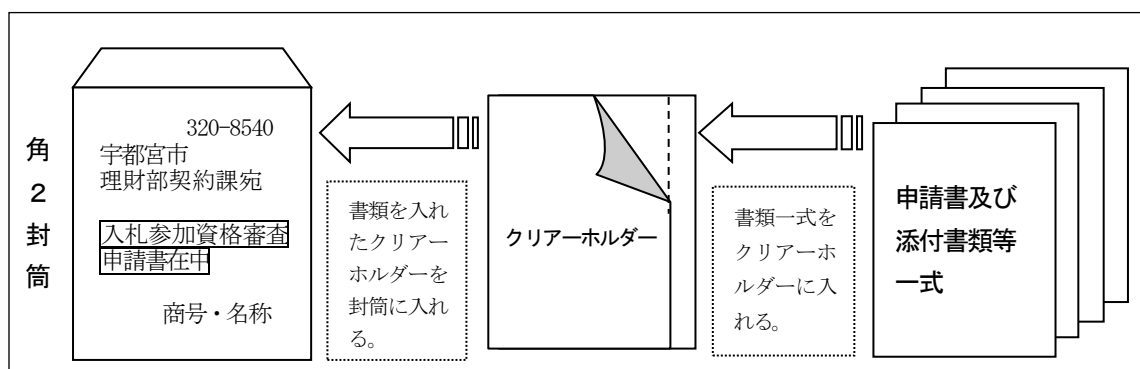
(1) 令和7年度の申請受付期間

令和7（2025）年4月1日（火）～令和8（2026）年3月5日（木）

- ・ 上記期間内の日付の消印が押されたものが有効となります。

(2) 提出書類の準備と発送

- ・ 「5 提出書類」と「6 添付書類等の詳細」（4～8 ページ）をよくお読みいただいた上で、提出書類を準備してください（記載内容等について問い合わせる場合がありますので、提出書類は必ず控を用意し、登録まで保管してください。）。
- ・ 「6 添付書類等の詳細(9)」（7 ページ）参照に記載した形状のA4版クリアホルダーに入れてください。クリアホルダーに入れた提出書類を、角2封筒に入れてください。



- ・ 封筒の表には、送付先や申請者の商号又は名称のほか、「入札参加資格審査申請書 在中」（朱書き）と記載し、受領の確認ができる書留又は簡易書留にて郵送してください。（レターパックプラスによる送付も可。レターパックライトは受領の確認ができないため不可。）。 送付先は、次のとおりです。

〒320-8540（宇都宮市役所専用郵便番号）
宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市 理財部 契約課 管理グループ

(3) 申請書提出後の変更

申請書提出後に記載内容に変更があった場合（例：称号又は名称、住所又は所在地、代表者又は代理人、電話番号等に変更があった場合）は、契約課へ御連絡ください。

(4) 入札参加有資格者名簿への登載（登録）

資格の認定を受けた申請者は、令和7～10年度の入札参加有資格者名簿に登載されます。資格の有効期間（登録期間）は、令和11年3月31日までです。

(5) 入札参加有資格者名簿の公表

以下の内容を記載した入札参加有資格者名簿は、宇都宮市公式Webサイト上で公表します。

○業種 ○取扱品目 ○商号又は名称 ○代表者職氏名 ○本店の所在地
○本店の電話番号・FAX番号 ○代理人の名称及び電話番号 ○総合点数

(6) 審査結果の確認

総合点数等については、登録日以降にWebサイト上で公表される入札参加有資格者名簿にてご確認ください。

5 提出書類（申請書類及び添付書類等）

- 申請書類等の様式は、下記のホームページからダウンロードしてください。なお、契約課窓口（本庁舎5階）でも配布しております。

○ 宇都宮市公式Webサイト URL : <https://www.city.utsunomiya.lg.jp/>
「トップページ」>「産業・ビジネス」
>「入札情報」>「入札情報（部門別）」>「入札参加資格」
>「入札参加資格の随時登録（令和7年度～）」

- 申請書類等は、この提出要領に従って作成し、記載漏れや押印漏れがないよう確認した上で提出してください。
- 提出書類に虚偽の記載があった場合は、資格を承認しないことがあります。また、登録後に虚偽の記載が判明した場合は、資格を取り消すことがあります。

(1) 申請書類（○＝必ず提出 △＝必要に応じ提出）

- 別添「記載例」を参照の上、以下の申請書を提出してください。
- 申請書類は、宇都宮市が指定した様式を使用してください。令和7年度から様式が変更されています。指定様式以外の様式による申請は受け付けませんので、御注意ください。
- 申請書類には、審査基準日現在の状況を記載してください。また、財務状況、業務実績等は、決算が確定した直近の事業年度について記載してください。

	番号	書類の名称	法人	個人	備考
申請書	1	審査申請書	○	○	代理人に係る委任状を兼ねています。
	2	申請者状況調書	○	○	
	3	登録希望業種調書	○	○	登録を希望する業種ごとに作成してください。
	4	設備・機械・器具等保有状況調書（「A印刷」登録用）	△	△	大分類「A印刷」への登録を希望する申請者のみ必須
	5	設備・機械・器具等保有状況調書（「P委託業務」登録用）	△	△	大分類「P委託業務」への登録を希望する申請者のうち該当者のみ
	6	誓約書	○	○	暴力団等と関係していないことに係る誓約書です。

(2) 添付書類等 (○＝必ず提出 △＝必要に応じ提出 ×＝不要)

- ・ 「6 添付書類等の詳細」 (6～8 ページ) を参照の上, 必要な書類等を提出してください。
- ・ 各書類の写しを提出してください。ただし, (4) 「印鑑証明書」は, 原本を提出してください。
- ・ 証明書は, 審査基準日前3か月以内に発行されたものを提出してください。なお, 3か月以内に変更があった場合は, 変更が反映された最新のものを提出してください。

番号	書類の名称	法人	個人	備考
(1)	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	○	×	法務局が発行したもの
(2)	身分証明書 (破産していないこと等の証明書)	×	○	本籍地の市区町村が発行したもの ※ 注 提出要領P. 6 (2) 参照
(3)	登記されていないことの証明書 (成年被後見人でないこと等の証明書)	×	○	法務局が発行したもの ※ 注 提出要領P. 6 (3) 参照
(4)	印鑑証明書【 <u>原本</u> 】	○	○	法人＝法務局が発行したもの 個人＝住所地の市区町村が発行したもの
(5)	国税に係る納税証明書	○	○	税務署が発行したもの 法人＝納税証明書「その3の3」 個人＝納税証明書「その3の2」
(6)	財務諸表	○	○	法人＝決算が確定した直近の事業年度の①貸借対照表, ②損益計算書, ③株主資本等変動計算書 個人＝前年の①確定申告書, ②収支内訳書又は青色申告決算書
(7)	許可通知書, 許可証明書等 (許認可等を証明する書類)	△	△	許認可等を所管する官公庁が発行したもの
(8)	代理店・特約店契約書, 契約証明書等 (代理店・特約店契約を証明する書類)	△	△	取扱メーカーとの契約書又は取扱メーカーが発行した証明書
(9)	クリアーホルダー (A4・インデックス付)	○	○	インデックスに申請者の商号又は名称を横書きで記載 ※ 注 提出要領P. 7 (9) 参照
(10)	提出書類確認表	○	○	記載例参照

6 添付書類等の詳細 (○=必ず提出 △=必要に応じ提出 ×=不要)

(1) 商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) 法人=○, 個人=×

法人の申請者は、法務局で商業登記簿の「履歴事項全部証明書」の交付を受け、写しを提出してください。

※ 「現在事項証明書」や「一部事項証明書」での申請はできませんので、御注意ください。

(2) 身分証明書 (破産していないこと等の証明書) 法人=×, 個人=○

個人の申請者は、本籍地の市区町村で身分証明書の交付を受け、写しを提出してください。

※ 「身分証明書」とは、禁治産又は準禁治産宣告の通知、後見人の登記の通知、破産宣告の通知を受けていないことを証明するものです。

(3) 登記されていないことの証明書 (成年被後見人でないこと等の証明書)

法人=×, 個人=○

個人の申請者は、法務局で「登記されていないことの証明書」の交付を受け、写しを提出してください。

※ 「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものです。なお、法務局への証明申請書の証明事項欄は「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。」を選択してください。

(4) 印鑑証明書【原本提出】 法人=○, 個人=○

ア 法人の申請者の場合

法務局で商業登記の代表者の「印鑑証明書」の交付を受け、**原本**を提出してください。

イ 個人の申請者の場合

住所地の市区町村で、本人の「印鑑登録証明書」の交付を受け、**原本**を提出してください。

(5) 国税に係る納税証明書 法人=○, 個人=○

国に納税義務がある場合、所轄の税務署で国税に未納がないことを証明する証明書の交付を受け、写しを提出してください (オンライン請求は www.e-tax.nta.go.jp へ)。

ア 法人の申請者の場合

納税証明書「その3の3」(「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明書)の写しを提出してください。

イ 個人の申請者の場合

納税証明書「その3の2」(「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明書)の写しを提出してください。

(6) 財務諸表 法人＝○, 個人＝○

ア 法人の申請者の場合

決算が確定した直近の事業年度の①貸借対照表、②損益計算書及び③株主資本等変動計算書の写しを提出してください。

※ 直近の事業年度の決算が確定していない場合は、その前の事業年度の決算に係る財務諸表の写しを添付するとともに、申請書類には当該前事業年度に係る財務状況及び業務実績等を記載してください。

イ 個人の申請者の場合

- ・ 白色申告の場合は、前年の①確定申告書と②収支内訳書の写しを提出してください。
- ・ 青色申告の場合は、前年の①確定申告書と②青色申告決算書の写しを提出してください。

(7) 許可通知書、許可証明書等（許認可等を証明する書類） 法人＝△, 個人＝△

申請書3「登録希望業種調書」において当該業種に必要な許認可等を記載した場合は、当該許認可等が審査基準日現在有効であることを証明する書類（「許可通知書」、「許可証明書」等）の写しを提出してください（別表「許認可等が必要な業種の例」（9～10ページ）を参考にしてください。）。

(8) 代理店・特約店契約書、契約証明書等（代理店・特約店契約を証明する書類）

法人＝△, 個人＝△

申請書3「登録希望業種調書」において取扱メーカーの代理店・特約店である旨を記載した場合は、当該代理店・特約店契約が審査基準日現在有効であることを証明する書類（「契約書」、「契約証明書」等）の写しを提出してください。

(9) クリアーホルダー 法人＝○, 個人＝○

- ・ クリアーホルダーは、以下のタイプを御用意ください。

※ホルダーのタイプ（①～⑤を全て満たすもの）

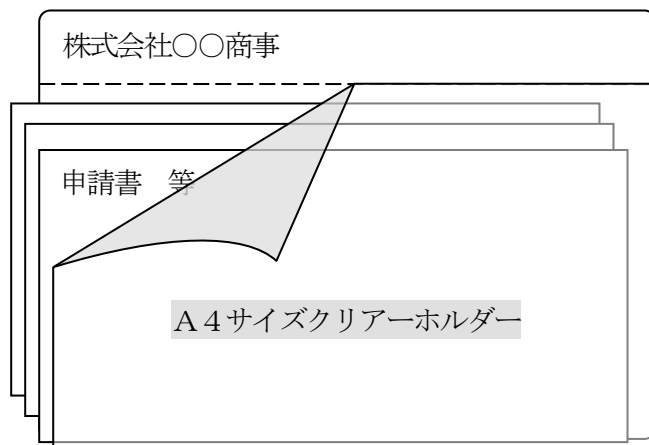
- | | |
|----------------|------------------------|
| ①A4サイズ | ④インデックス（見出し）は長辺全体 |
| ②透明又は乳白色 | ⑤インデックス（見出し）の書き込み箇所は白地 |
| ③インデックス（見出し）付き | |

【参考】ホルダーの例

メーカー	製品名	品番
ライオン事務器	PPカラーホルダー	CF-33
リヒトラブ	クリアーホルダー<見出し付>	F-3430
キングジム	フラップホルダー	775

※ 上記のほか、同等の形状であれば、メーカーは問いません。

- ・ インデックス部分左側に，申請者の商号又は名称を横書きで記載してください。



別表

許認可等が必要な業種の例

※ ここに掲げたのは例であり、これら以外の業種でも官公庁の許可、認可、登録等が必要とされる場合は、申請書3「登録希望業種調書」に当該業種に必要な許認可等を記載した上で、当該許認可等が審査基準日現在有効であることを証明する書類（「許可通知書」、「許可証明書」等）の写しを提出してください。

小分類	取扱品目	必要となる許認可等		関係法令
計測器・理化学機器	計測器具 測量器具 実験用機器	特定計量器販売事業	届出	計量法
医療機器・福祉用具	医療機器	医療機器製造販売業	許可	医薬品医療機器等法 (旧薬事法)
		管理医療機器販売業	届出	
		高度管理医療機器販売業	許可	
		特定保守管理医療機器販売業	許可	
医療用材料・薬品	医薬品	医薬品製造販売業	許可	
		医薬品小売販売業	許可	
	その他	医薬部外品製造販売業	許可	
工業用薬品	アンモニア水 苛性ソーダ 塩酸	毒物劇物販売業	登録	毒物及び劇物取締法
	液体塩素	高圧ガス販売業	届出	高圧ガス保安法
修理	自動車修理 二輪車修理 車検 点検	自動車分解整備事業	認証	道路運送車両法
飼料	飼料	飼料販売業	届出	肥料の品質の確保等に関する法律
燃料	ガソリン	揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律
	ガソリン 軽油 重油 白灯油 L・P・G	石油販売業	届出	石油備蓄法
	L・P・G	液化石油ガス販売事業	登録	液化石油ガス法
		高圧ガス販売業	届出	高圧ガス保安法
	天然ガス	ガス小売事業	登録	ガス事業法
		一般ガス導管事業	許可	
古物	自動車 バイク 自転車 その他	古物商	許可	古物営業法
一般資材	木材製品 その他木材	木材業	登録	栃木県木材業者登録条例
クリーニング	クリーニング	クリーニング業	届出	クリーニング業法

小分類	取扱品目	必要となる許認可等		関 係 法 令
リース	その他	管理医療機器貸与業	届出	医薬品医療機器等法 (旧薬事法)
		高度管理医療機器貸与業	許可	
		特定保守管理医療機器貸与業	許可	
		自家用自動車有償貸渡業 (レンタカー業)	許可	道路運送法
電力	電力供給	小売電気事業	登録	電気事業法
保険	保険	保険業	免許	保険業法
		損害保険代理店 ※1	登録	
清掃業務	その他	浄化槽清掃業	許可	浄化槽法
施設・設備等 の維持管理業務	消防・防災設備	消防設備業	届出	宇都宮市火災予防条例
	浄化槽	浄化槽保守点検業	登録	宇都宮市浄化槽保守点 検業者の登録に関する 条例
機器類の保守 点検業務	計測機器	特定計量器修理事業	届出	計量法
	医療機器	医療機器修理業	許可	医薬品医療機器等法 (旧薬事法)
警備業務	人的警備 機械警備	警備業 ※2	認定	警備業法
		機械警備業	届出	
写真撮影・広 告等業務	広告	屋外広告業 ※3	登録	屋外広告物法 宇都宮市屋外広告物条 例
廃棄物処理業務	一般廃棄物	一般廃棄物収集運搬業	許可	廃棄物処理法
		一般廃棄物処分業	許可	
	特別管理産業 廃棄物	特別管理産業廃棄物収集運搬 業	許可	
		特別管理産業廃棄物処分業	許可	
	産業廃棄物	産業廃棄物収集運搬業	許可	
		産業廃棄物処分業	許可	
調査・分析等 業務	環境調査 水質分析 大気分析 土壌分析	環境計量証明事業	登録	計量法
		特定計量証明事業	登録	
その他の業務	人材派遣	労働者派遣事業	許可	労働者派遣法
	運送・運搬	一般旅客自動車運送事業	許可	道路運送法
		特定旅客自動車運送事業	許可	
		一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法
		特定貨物自動車運送事業	許可	
		貨物軽自動車運送事業	届出	
	その他	旅行業、旅行業者代理業	登録	旅行業法

※1 登録済通知書の写しが所属保険会社から交付されていない場合は、申請書3の「代理店・特約店」欄に所属保険会社名を記載した上で、保険代理店委託契約書を添付してください。

※2 警備業法の一部の改正による認定証の廃止に伴い、警備業法施行規則に基づく「標識」の写しを提出してください。

※3 屋外広告物を取り扱わないのであれば、登録は不要です。

7 業種区分表

令和7年度から下記のとおり区分表を変更しておりますので、必ずご確認ください。

- (1) 小分類「1010 印刷」の「取扱品目」において、「車券」を削除
- (2) 小分類「3020 事務用品」の「取扱品目」において、「保険証カバー」「プラスチックカード」を追加
- (3) 小分類「3030 カード・カバー」を削除
 - ※ 当該業種の取扱品目は「3020 事務用品」に移行します。
- (4) 小分類「4510 看板・表示板」の「取扱品目」において、「のぼり旗」を追加

業種種別（大分類）	
業種種別（小分類）	取扱品目
A 印刷	
1010 印刷	パンフレット、ポスター、頁物、帳票類（カーボン・感圧複写）、ナンバリング、シール・ラベル、偽造防止用紙、プリペイドカード、地図印刷、一般フォーム帳票、NLP帳票、OCR帳票、マークシート、圧着シート、製本（納付書等のブックニング）、その他
1021 白写真	白写真焼付、写真現像焼付、その他
1030 封筒	窓付封筒、封筒、その他
B 日用品	
1510 日用雑貨	金物、陶器、漆器、ガラス器、洗剤、清掃用具、手提袋（紙・ビニール）、塗料、紙コップ、台所用品、ポケットティッシュ、食料品、贈答品、日用品の名入れ、その他
1520 被服・靴・カバン	作業服、防寒服、事務服、雨合羽、白衣、ユニホーム、作業靴・長靴、カバン、その他
1530 タオル・寝具・インテリア	タオル・手拭い、寝具、カーテン、カーペット、置物、タオル等の名入れ、その他
C 機械・器具・保安用品	
2010 家電・視聴覚・通信機器	洗濯機、掃除機、冷蔵庫（業務用を除く。）、テレビ、映像記録再生機器、ビデオカメラ、カメラ、デジタルカメラ、フィルム、電池、記録メディア、視聴覚機器、蛍光灯、電話機、携帯電話、無線機、その他
2020 電気機械・工具・部品類	変圧器、発電機、モーター、配線器具、農機具、草刈機、ポンプ、溶接機、電動工具、エアフィルタ、刈払機、チェーンソー、濾過布、部品類、その他
2030 厨房機器	焼物機、揚物機、野菜切機、ガステーブル、調理台、回転釜、生ごみ処理機、その他
2040 暖房用器具	石油ストーブ、ガスストーブ、その他
2050 保安・消防・防災用品	防塵マスク、工事標識、交通標識、ヘルメット、交通安全用品、カラーコーン、消火器、消化薬剤、消防防災用具、防犯カメラ、防犯ブザー、その他
D 精密機器	
2510 計測機・理化学機器	計量器具、測量器具、測量機器、風速計、実験用機器、分析計、電子天秤、その他
2520 時計	時計、眼鏡、貴金属、その他
2530 ミシン	ミシン、その他
E 事務用品・家具	
3010 事務機器・OA機器・家具	机・椅子、保管庫、スチール製品、パソコン、複写機、ファクシミリ、孔版印刷機、パソコン周辺機器、ネットワーク関連機器、木製家具、別製家具、その他
3020 事務用品	文房具、各種用紙、保存箱、OA用消耗品、ゴム印、角印、データ印、文房具の名入れ、保険証カバー、プラスチックカード、その他

F 教育用品		
3510	教育用品・啓発用品	保育教材, 保育用品, 教材, 教具, 図書, 啓発用冊子, 啓発用品, 道路地図等, その他
3520	運動用品・遊具	運動着, 運動靴, スポーツ用具, 体育器具, 遊具, 玩具, レジャー用品, ゴーカート, その他
3530	楽器・CD	ピアノ, 楽器, オルガン, CD, その他
業種種別 (大分類)		
	業種種別 (小分類)	取扱品目
G 徽章・美術品		
4010	徽章・トロフィー	メダル, トロフィー, カップ, バッジ, 楯, 旗, その他
4020	美術品	絵画, 骨董品, 工芸品, 特注額縁, その他
H 看板		
4510	看板・表示板	立看板, 横断幕, 懸垂幕, 布看板, プレート, 原付自転車標識, 街区表示板, 看板等の設置, 看板等の撤去, のぼり旗, その他
I 医療・薬品		
5010	医療機器・福祉用具	医療機器, X線装置, 福祉用具, その他
5020	医療用材料・薬品	医薬品, 医療材料, ワクチン, 血清, 試薬, その他
5030	工業用薬品	アンモニア水, 液体塩素, 苛性ソーダ, 次亜塩素酸ソーダ, 消泡剤, 塩化第2鉄, 消石灰, 液体凝集剤, 高分子凝集剤, 飛灰処理剤, 硫酸バンド, 活性炭, 塩化カルシウム, 炭酸カルシウム, 塩酸, 電極, その他
J 車両		
5510	販売	乗用車, バス, トラック, 軽自動車, 特殊車両, ダンプ, バイク, 自転車, 鉄道車両, その他
5520	修理	自動車修理, 二輪車修理, 車検, 点検, 鉄道車両修理, その他
5530	部品	タイヤ, バッテリー, マット, オイル, 不凍液, エレメント, 鉄道車両部品, その他
K 園芸用品・飼料		
6010	園芸用品	苗木, 種子, 花苗, 芝, 樹木, 肥料, 園芸資材, 除草剤, その他
6020	飼料	飼料, その他
L 燃料		
6510	燃料	ガソリン, 軽油, 重油, 白灯油, 混合油, L・P・G, 天然ガス, 薪, 木炭, その他
M 不用品の買取		
7010	古物	鉄くず, 古紙, 自動車, バイク, 自転車, 廃食油, 溶融メタル, その他
N 建設資材		
7510	砂・石・セメント	川砂, 山砂, セメント, 大谷石, 切込碎石, 玉石, 生コン, その他
7520	鉄鋼品	異形棒鋼, 鋼板, H形鋼, 等辺山形鋼, グレーチング, その他
7530	舗装材	アスファルト合材, 常温合材, 乳剤, 再生アスファルト合材, その他
7540	一般資材	木材製品, その他木材, コンクリート二次製品, その他
7550	上・下水道資材	铸铁管, 铸铁異形管, 弁栓類, 継手類, 水栓, 陶管, ヒューム管, 水道メーター, ろ過砂, その他
7560	建具・畳・ガラス	建具, 畳, ガラス, その他

業種種別（大分類）		
	業種種別（小分類）	取扱品目
○ その他		
	8010 クリーニング	クリーニング、寝具水洗乾燥、その他
	8020 リース	貸衣装、貸寝具、貸植木、工作機器のリース、OA機器のリース、仮設建物等のリース、その他
	8030 葬祭用品	葬祭用品
	8040 電力	電力供給、その他
	8050 保険	保険
P 委託業務		
	8510 情報処理業務	システム設計・開発、データ入力・出力等、その他
	8515 清掃業務	建物清掃、建物の害虫駆除、河道維持（河川の小規模浚渫等）、下水道管渠TVカメラ調査、下水道管渠清掃、その他
	8521 草木管理業務	樹木剪定、除草・草刈、樹木の害虫駆除、薬剤散布、その他
	8525 施設・設備等の維持管理業務	電気・通信・機械設備、消防・防災設備、空調・衛生設備、エレベーター、ボイラー、飲料水・貯水槽、浄化槽、施設の運転管理、自家用電気工作物保安管理、第一種特定製品、その他
	8530 機器類の保守点検業務	OA機器・事務機器(E3010 関連機器)、計測機器(D2510 関連機器)、医療機器(I5010 関連機器)、その他
	8535 警備業務	人的警備、機械警備、その他
	8540 写真撮影・広告等業務	写真撮影、マイクロ写真撮影、航空写真撮影、映画・ビデオ製作、ホームページ作成、番組制作、放送、広告、チラシ等の新聞折込、その他
	8545 廃棄物処理業務	一般廃棄物、特別管理産業廃棄物、産業廃棄物、その他
	8550 給食調理業務	学校給食、福祉・医療関連施設給食、その他
	8555 催事関係業務	行事の企画・運営・設営、室内装飾・企画装飾、その他
	8560 福祉・医療関連業務	介護サービス、レセプト点検、その他
	8565 印刷物・看板等企画・デザイン業務	印刷物の企画・デザイン・製作、看板等の企画・デザイン・製作、その他
	8570 図面・台帳製作業務	図面製作（都市計画図、現況図、地籍図等）、台帳製作（道路台帳等）、地図データ作成、その他
	8575 調査・分析等業務	交通量調査、漏水調査、環境調査、水質分析、大気分析、土壌分析、ダイオキシン分析、アスベスト調査、世論調査、市場調査、埋蔵文化財調査、その他
	8580 その他の業務	人材派遣、運送・運搬、研修業務、封入・封緘、その他

8 登録後の変更, 取消

(1) 登録内容に変更があった場合

登録後に, 入札参加資格審査申請書の記載内容に変更があった場合は, 変更届の申請が必要です。遅滞なく下記のホームページを参照の上, 電子申請または郵送等により, お手続きください。

○ 宇都宮市公式Webサイト URL : <https://www.city.utsunomiya.lg.jp/>
「トップページ」>「産業・ビジネス」
 >「入札情報」>「入札情報（部門別）」>「入札参加資格」
 >「入札参加資格登録内容の変更・取消」

電子申請の場合は, 「宇都宮市電子申請共通システム」より, 利用者登録及び電子署名を行った上で申請してください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/092011/ea/residents/portal/home>

郵送等の場合は, 申請書と同様に代表者名で作成し, 実印を押印してください（使用印を登録する場合は, 使用印の押印も必要です。また, 入札契約処理等を代理人へ委任する場合は, 代理人印の押印も必要です。）。

いずれの場合も, 必要に応じて変更の事実を証する書類を添付し, 遅滞なくお手続きください。

(2) 登録した業種を取り消す場合

登録後に, 登録した業種の全部又は一部を取り消す場合は, 取消届の申請が必要です。

遅滞なく下記のホームページを参照の上, 電子申請または郵送等により, お手続きください。

○ 宇都宮市公式Webサイト URL : <https://www.city.utsunomiya.lg.jp/>
「トップページ」>「産業・ビジネス」
 >「入札情報」>「入札情報（部門別）」>「入札参加資格」
 >「入札参加資格登録内容の変更・取消」

電子申請の場合は, 「宇都宮市電子申請共通システム」より, 利用者登録及び電子署名を行った上で申請してください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/092011/ea/residents/portal/home>

郵送等の場合は, 代表者名で作成し, 実印を押印した上で, 提出してください。

9 登録後に合併等があった場合

次のいずれかに該当する場合は、入札参加資格の再認定を受けることができますので、指定の書類を提出してください。

(1) 会社が合併した場合（存続会社又は新設会社を甲、消滅会社を乙とする。）

- ・ 入札参加資格審査申請書及び添付書類（甲）
- ・ 合併契約書の写し
- ・ 株主総会議事録（合併契約の承認に係る記載のあるもの）の写し（甲・乙）
- ・ 定款の写し（甲）
- ・ 財務諸表（乙）

(2) 営業譲渡（事業譲渡）を行った場合（譲受会社を甲、譲渡会社を乙とする。）

- ・ 入札参加資格審査申請書及び添付書類（甲）
- ・ 営業譲渡（事業譲渡）契約書の写し
- ・ 株主総会議事録（営業譲渡（事業譲渡）の決議に係る記載のあるもの）の写し（甲・乙）
- ・ 定款の写し（甲）
- ・ 財務諸表（乙）

(3) 会社分割を行った場合（承継会社又は新設会社を甲、分割会社を乙とする。）

- ・ 入札参加資格審査申請書及び添付書類（甲）
- ・ 分割契約書又は新設分割計画書
- ・ 株主総会議事録（分割契約又は新設分割計画の承認に係る記載のあるもの）の写し（甲・乙）
- ・ 定款の写し（甲）
- ・ 財務諸表（乙）

【参考】地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第167条の5 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第167条の5第1項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。

〒320-8540

栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市理財部契約課管理グループ

電 話：028-632-2178

FAX：028-632-2166

E-mail：u0402@city.utsunomiya.tochigi.jp